

船舶事故調査報告書

令和3年8月18日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡																														
発生日時	不明（令和3年4月19日 18時ごろ～20日までの間）																														
発生場所	不明（鹿児島県瀬戸内町与路島北東方沖）																														
事故の概要	漁船勝丸は、船溜まりを出港した後、船長が落水して溺死した。																														
事故調査の経過	令和3年4月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。																														
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 勝丸、1.17トン KG3-20650（漁船登録番号）、個人所有 6.70m (Lr) × 1.80m × 0.50m、FRP ディーゼル機関、35.3kW、昭和53年12月6日 第295-48190号（船舶検査済票の番号）																														
乗組員等に関する情報	船長 84歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年9月19日 免許証交付日 平成30年6月7日 (令和6年3月24日まで有効)																														
死傷者等	死亡 1人（船長）																														
損傷	船体が大破（全損）																														
気象・海象	気象：天気 晴れ、視界 良好 海象：古仁屋（奄美大島）の風向風速観測値及び奄美大島沖の波向、周期及び有義波高 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>風向</th> <th>風速</th> <th>波向</th> <th>周期</th> <th>有義波高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4/19 18:00</td> <td>東北東</td> <td>2.6m/s</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>4/19 21:00</td> <td>東北東</td> <td>3.8m/s</td> <td>南東</td> <td>13s</td> <td>1.7m</td> </tr> <tr> <td>4/20 09:00</td> <td>東北東</td> <td>5.9m/s</td> <td>南東</td> <td>12s</td> <td>1.7m</td> </tr> <tr> <td>4/20 21:00</td> <td>東</td> <td>7.6m/s</td> <td>南東</td> <td>12s</td> <td>2.1m</td> </tr> </tbody> </table> 潮の干満：小潮（4月19日～20日） 日没時刻：4月19日18時50分ごろ（鹿児島県奄美市） 奄美地方には、令和3年4月17日03時14分～23日16時3		風向	風速	波向	周期	有義波高	4/19 18:00	東北東	2.6m/s	—	—	—	4/19 21:00	東北東	3.8m/s	南東	13s	1.7m	4/20 09:00	東北東	5.9m/s	南東	12s	1.7m	4/20 21:00	東	7.6m/s	南東	12s	2.1m
	風向	風速	波向	周期	有義波高																										
4/19 18:00	東北東	2.6m/s	—	—	—																										
4/19 21:00	東北東	3.8m/s	南東	13s	1.7m																										
4/20 09:00	東北東	5.9m/s	南東	12s	1.7m																										
4/20 21:00	東	7.6m/s	南東	12s	2.1m																										

	0分まで波浪注意報が発表されていた。
事故の経過	<p>本船は、船長（以下「本船船長」という。）が1人で乗り組み、令和3年4月19日（月）13時47分ごろ瀬戸内町瀬久井港（奄美大島）を出港した映像が付近の防犯カメラに映っていた。</p> <p>本船船長は、瀬戸内町西阿室（加計呂麻島）の船溜まり（以下「西阿室の船溜まり」という。）に本船を係留し、16時30分ごろから集まった住民に魚を売り始め、18時00分ごろ、西阿室の船溜まり口付近にある岩と岩の間を本船で通過していくのを同住民に目撃されていた。</p> <p>毎週月曜日と木曜日に本船船長の自宅を訪問していたホームヘルパーは、22日（木）に本船船長の自宅を訪問したところ、玄関の鍵が閉まっており、本船船長が不在であることを確認して勤務先に戻ったが、23日、本船船長の様子が気になり、本船が係留されていた瀬久井港の岸壁に本船船長の自転車が置かれていたのを見て、しばらく置かれたままではないかと思い、その旨勤務先に報告した。</p> <p>本船船長が帰宅していないことについてホームヘルパーの勤務先から相談を受けた「本船船長が所属する漁業協同組合」（以下「漁協」という。）は、23日16時45分ごろ、本船が未帰還である旨、海上保安署へ通報した。</p> <p>本船は、25日12時ごろ、瀬戸内町与路島北東側にある瀬卓鼻付近の岩場において、船橋と船首部が大破して無くなり座礁している状態で発見され、海上保安庁の機動救難士により「勝丸」と確認された。</p> <p>本船船長は、26日14時30分ごろ与路島北東側沿岸部で発見され、18時30分ごろ本人であることが確認された。</p> <p>本船船長は、検案の結果、令和3年4月20日頃（推定）に死亡、直接死因は溺死と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
その他の事項	<p>4月19日から22日にかけて加計呂麻島と与路島との間の海域を運航した海上タクシー船長の口述によれば、海況等は次のとおりであった。</p> <p>(1) 加計呂麻島と与路島との間の海域は、4月19日から20日にかけてうねりがあったが、航行に支障が生じる程ではなかった。</p> <p>(2) 与路港港口付近は、4月19日は外海から入る南東方からの強いうねりで時化しており、22日夕方から風が強くなり出し、23日はうねり波高が約4～5mとなっていた。19日から22日までは運航したが、23日及び24日は欠航した。</p> <p>(3) 与路港港口付近は、南東方からうねりが入ってきた場合、うねりを直接受けるので、航行には十分に注意する必要がある。</p> <p>(4) 本船船長は、以前、加計呂麻島西阿室で魚売りを終えた後、同</p>

島西方にある須子茂離^{すこもばなれ}の周辺海域水深10m前後のところで、日暮れから夜明けにかけてイカ釣りをし、与路港で仮眠を取った後、再び同島で魚売りを行っていたことがあり、また、港には入らず、加計呂麻島西阿室と与路島との間の須子茂離と与路島北東側（アブジリ埼から瀬早之鼻まで）の沿岸部水深10m前後の浅い海域で、風波を受けにくい島陰で錨泊していたこともあった。

（付図2 須子茂離の周辺海域の水深、付図3 与路島北東側（アブジリ埼から瀬早之鼻まで）の沿岸部の水深 参照）

(5) 20日から22日までの間、西阿室の船溜まりで本船を見掛けなかった。

瀬久井港に隣接する造船所代表者の口述によれば、加計呂麻島西側で船を係留できる場所は、西阿室の船溜まりのみであった。

4月19日から20日にかけて古仁屋港と与路港との間を運航した海上タクシー船長の口述によれば、海況等は次のとおりであった。

(1) 19日午前の便では、周期の長いうねりがあり、台風2号がフィリピン東方沖を北北西にゆっくり進み、その余波を受けている感じであったが、航行に支障が生じる程ではなく、与路港を出港し、通常運航の東回りで航行して古仁屋港に入港した。

(2) 19日午後の便では、時化てきており、通常運航する東回りでは航行に支障が生じるので西回りで運航することとし、古仁屋港を出港し、加計呂麻島西側を航行して与路港に入港した。その後、西回りで回航して古仁屋港に入港した。

(3) 20日午前の便では、まだ時化が残っていたので、古仁屋港を出港して西回りで航行し、入港予定だった瀬戸内町請島の請阿室港^{うけあむろ}には時化により入港できず、同島の池地港^{いけじ}に入港した後、与路港に入港した。その後、西回りで回航して古仁屋港に入港した。

(4) 与路港港口付近は、潮の干満差が大きい時には瀬早之鼻付近で潮流が強くなり波が立つので、航行には十分に注意する必要がある。

本船船長の自宅を訪問していたホームヘルパーの口述によれば、次のとおりであった。

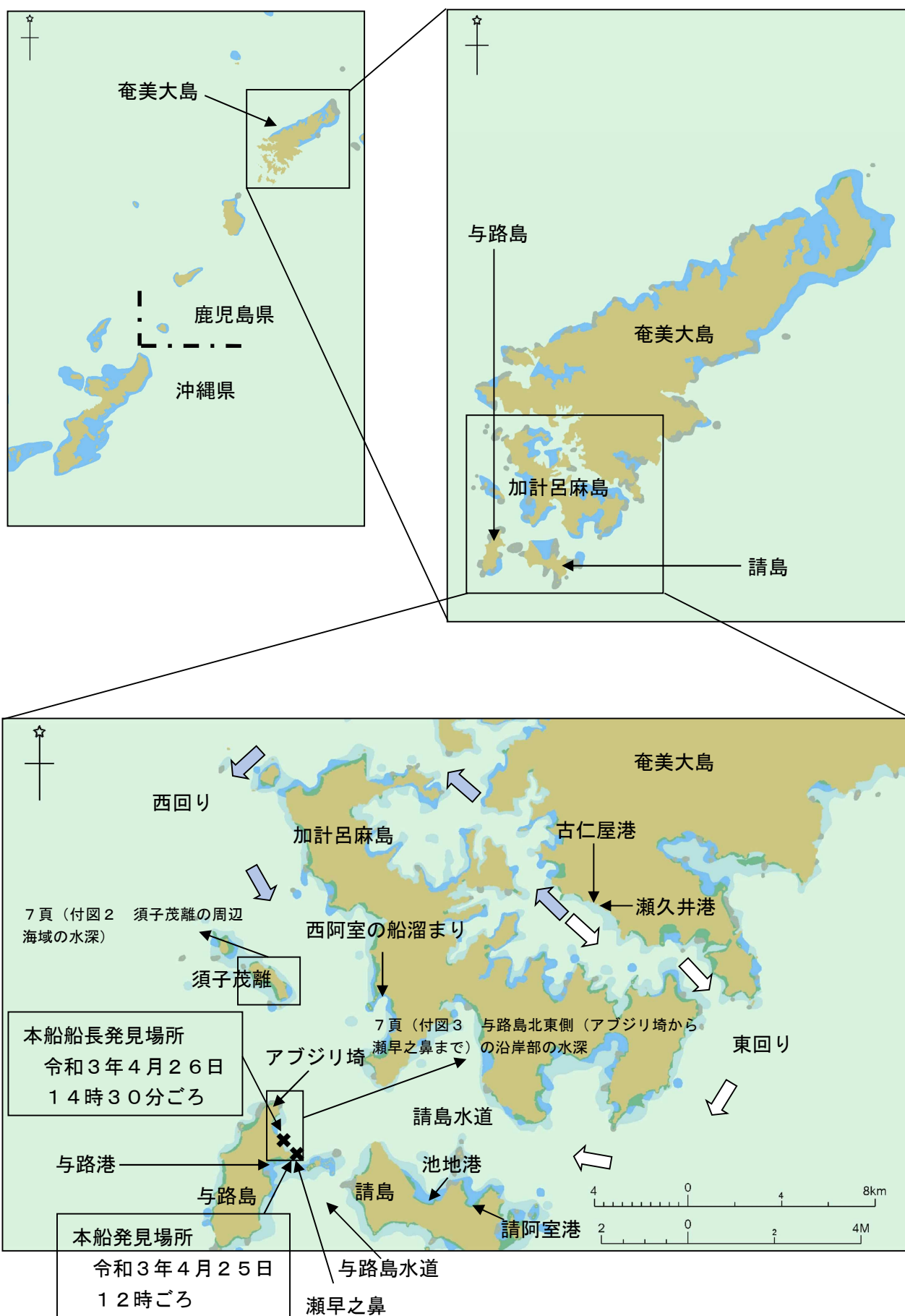
(1) ホームヘルパーは、4月19日13時00分ごろに本船船長の自宅を訪問し、本船船長から「午前中に食べ物など準備して船に積んでいる」「今日は14時までには海に行きたい」など早く出港したい旨の話を聞き、室内の掃除等を行った後、13時30分ごろ本船船長の自宅を出た。

(2) ホームヘルパーは、19日、本船船長と会話した際、本船船長から「今日は1泊する」と聞いており、毎日朝方と夕方に服用している薬の19日夕方分と20日朝方分を本船船長が持って出たことを確認した。

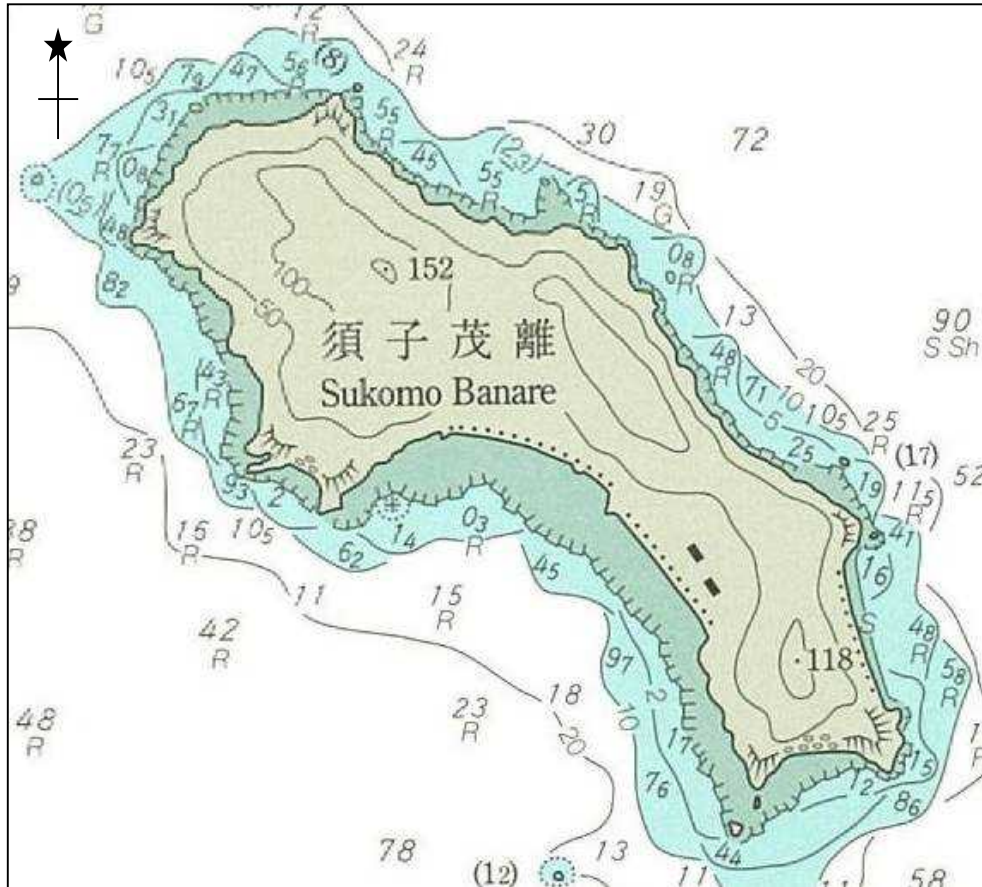
	<p>海上保安庁の情報によれば、本船船長の自宅には、服用している薬の20日夕方以降の分は自宅に置いてあった。</p> <p>漁協担当者の口述によれば、本船船長は、漁協に所属しているものの、漁協に水揚げすることはほとんどなく、定期的に出漁することもなく自らの都合で出漁し、釣った魚を奄美大島や加計呂麻島などの集落で売り、一旦沖に出ると2～3日帰って来ないことがよくあった。</p> <p>瀬久井港に隣接する造船所代表者及び漁協担当者の口述によれば、本船船長は、加計呂麻島周辺海域で長年漁を行っており、アサヒガニを獲ることが多く、それ以外は釣りをしていた。</p> <p>漁協担当者の口述及び海上保安庁の情報によれば、本船船長は、携帯電話を持っておらず、本船には無線設備がなかった。</p> <p>瀬久井港に隣接する造船所代表者の口述によれば、本船は、船尾部に操縦スタンドが設置され、船尾部操縦スタンドから船首部にかけて暴露甲板を有する和船型の小型漁船であった。</p> <p>海上保安庁の情報によれば、本船船長は、発見された際、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>あり</p> <p>本船船長は、溺死した。</p> <p>本船は、4月19日18時00分ごろ西阿室の船溜まりを出港した後、25日12時ごろ与路島北東側にある瀬早之鼻付近の岩場で確認され、本船船長が26日14時30分ごろ与路島北東側沿岸部で発見されているが、死体検案の結果、20日頃（推定）に死亡したと検案されていることから、19日18時00分ごろから20日までの間において、本船船長が落水して溺死した可能性があると考えられる。</p> <p>本船船長は、19日は1泊すると言っていたこと、服用している薬の19日夕方分と20日朝方分を持っていたこと、食べ物を本船に積んでいたことから、19日夕方から20日朝方にかけては瀬久井港には帰港せず、西阿室の船溜まり、与路港又は水深の浅い島陰のいずれかに泊まるつもりであったものと考えられるが、19日から20日までの与路港港口付近では外海から入る南東方からの強いうねりで時化していたことから与路港には入港していない可能性があると考えられる。</p> <p>本船船長は、20日以降西阿室の船溜まりで本船が見掛けられていないこと及び与路島北東側沿岸部で本船が発見された場所付近で確認されていることから、須子茂離又は与路島北東側沿岸部の水深の浅い島陰で泊まるつもりでいた可能性があると考えられる。</p> <p>与路島北東方沖は、19日から20日にかけて、奄美地方には波浪</p>

	<p>注意報が発表されて継続中であったこと、与路港港口付近では南東方からの強いうねりが入って時化ていたことから、航行には十分に注意を要する状況であったものと考えられる。</p> <p>本船船長は、服用している薬の19日夕方分と20日朝方分を持ち、20日夕方以降の分は自宅に置いてあったことから、20日夕方までには瀬久井港に帰港する予定であったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、奄美地方に波浪注意報が発表されて継続中、本船が、西阿室の船溜まりを出港した後、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 波浪注意報が発表されて継続中の時は、出航を控えること。 ・ 小型漁船の暴露甲板の乗船者は救命胴衣を着用すること。 ・ 船長は、防水パックか防水ケースに入れた携帯電話や無線設備を備えるなどして、通信手段を確保しておくこと。

付図1 事故発生経過概略図



付図2 須子茂離の周辺海域の水深



付図3 与路島北東側（アブジリ埼から瀬早之鼻まで）の沿岸部の水深

